

# 定期預金規定集

株式会社山梨中央銀行

(2022年10月1日現在)

## 〈共通事項〉

### 1. (証券類の受入れ)

- (1) 小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- (2) 受入れた証券類が不渡りとなったときは、預金になりません。不渡りとなった証券類は、通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、あるいは証書と引換えに受付店で返却します。

### 2. (非課税限度額超過時の取扱)

自動継続期日指定定期預金、自動継続自由金利型定期預金(M型)、自動継続変動金利定期預金または自動継続定額複利型定期預金口座が少額貯蓄非課税制度適用口座で元利自動継続の場合に、利息の組入れによって非課税貯蓄限度額を超過するときは、利息額は次のとおり取扱い、元金のみ自動継続します。

- (1) 通帳式の場合で利息受取口座の指定があるときは、その利息受取口座へ入金します。
- (2) 上記(1)以外の場合は、当行所定の方法により取扱います。

### 3. (届け出事項の変更、通帳(証書)の再発行等)

- (1) 通帳(証書)や印章を失ったとき、または印章、氏名もしくは名称、住所、取引を行う目的、職業、法人の場合における代表者の役職、住所、氏名および事業の内容、25%超の議決権をお持ちの方等の住所、氏名もしくは名称、その他の届け出事項に変更があったときは、直ちに書面その他当行所定の方法によって取扱店に届け出てください。この届け出の前に生じた損害については、当行に過失がある場合を除き、当行は責任を負いません。
- (2) 通帳(証書)または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払いまたは通帳(証書)の再発行は、当行所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、必要書類の提出、保証人を求めることがあります。

### 4. (印鑑照合)

- (1) 払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届け出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。なお、個人の預金者は、盗取された通帳(証書)を用いて行われた不正な払戻しの額に相当する金額について、後記5により補てんを請求することが出来ます。
- (2) 後記第21条第4項、第25条第4項、第28条第4項、第31条第4項、第34条第4項、第38条第4項、第43条第4項、第47条第4項、第50条第5項、第54条第5項、第58条第3項、第61条第3項に基づき届出の印章の押印を受けなかった場合においても、払戻請求書、諸届その他書類が本人によって作成されたことを本人確認書類の提示を受けることにより相当の注意をもって確認し、本人による請求に相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当行は責任を負いません。

## 5. 盗難通帳(証書)による払戻し等

(1) 個人の預金者は、盗取された通帳(証書)を用いて行われた不正な払戻し(以下、本条において「当該払戻し」といいます。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当行に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。

- ① 通帳(証書)の盗難に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- ② 当行の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
- ③ 当行に対し、警察署に被害届を提出していることその他盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること

(2) 前記(1)の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の30日(ただし、当行に通知することができないやむを得ない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前記4本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当行が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当行が証明した場合には、当行は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

(3) 前記(1)および(2)の規定は、前記(1)にかかる当行への通知が、この通帳(証書)が盗取された日(通帳(証書)が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳(証書)を用いて行われた不正な払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日以後に行われた場合には、適用されないものとします。

(4) 前記(2)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当行が証明した場合には当行は補てんしません。

① 当該払戻しが行われたことについて当行が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること

A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと

B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと

C. 預金者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと

② 通帳(証書)の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して行われたこと

(5) 当行が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、前記(1)にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者またはその他の第三者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合には当該返還を受けた額の限度において、不正払戻しにより被った損害について本人が保険金を請求できる場合には当該請求ができる保険金相当額の限度において、同様とします。

(6) 当行が前記(2)の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。

(7) 当行が前記(2)の規定により補てんを行ったときは、当行は、当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳(証書)により不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有する

損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものとします。

#### 6. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金および通帳(証書)は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当行がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当行所定の書式により行います。

#### 7. (預金保険制度)

- (1) この預金は、預金保険機構が運営する預金保険制度対象商品です。
- (2) 保険関係は預入れが行われると自動的に成立し、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、同法で定められた範囲内で預金保険の保護が受けられます。

#### 8. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) この預金は、満期日(定額複利型定期預金および自動継続定額複利型定期預金については、預入日の6か月後の応当日、自動継続したときはその継続日の6か月後の応当日)が未到来であっても、当行に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当行に対する借入金等の債務と相殺する場合には限り当該相殺額について期限が到来したのものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当行に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当行に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳(証書)は直ちに当行に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当行に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
  - ② 前記①の充当の指定のない場合には、当行の指定する順序方法により充当いたします。
  - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当行は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
  - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
  - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当行に到達した日までとして、利率、料率は別の定めがない場合には当行の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当行の定めによるものとします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当行の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当行の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 9. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律(以下、「休眠預金等活用法」といいます。)にもとづく異動事由として取り扱います。

- (1) 引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動

があったこと(当行からの利子の支払に係るものを除きます。)

- (2) 預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと(この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告(以下、本項において「公告」といいます。)の対象となっている場合に限ります。)
  - ① 公告の対象となる預金であるかの該当性
  - ② 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地
- (3) 預金者等からの申し出にもとづく預貯金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと
- (4) 預金者等からの申し出にもとづく契約内容または顧客情報の変更があったこと(当行が契約内容または顧客情報の変更を把握できる場合に限ります。)
- (5) 通帳式定期預金の場合、定期預金規定集にもとづく同一通帳内の他の定期預金について前各号に掲げるいずれかの事由が生じたこと

#### 10. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
  - ① 前条の異動が最後にあった日
  - ② 将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
  - ③ 当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。)に限ります。
  - ④ この預金等が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 前項第2号において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
  - ① 預入期間、計算期間または償還期間の末日(自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日)
  - ② 法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止された場合は、当該支払停止が解除された日
  - ③ この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となった場合は、当該手続が終了した日
  - ④ 法令または契約にもとづく振込の受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されていた場合(ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります。)は、当該入出金が行われた日または入出金が行われないことが確定した日

#### 11. (休眠預金等代替金に関する取扱い)

- (1) この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。ただし、マル優預金は対象外とします。
- (2) 前項の場合、預金者等は、当行を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当行が承諾したときは、預金者は、当行に対して有していた預金

債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

- (3) 預金者等は、第1項の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当行に委任します。
- ① この預金について、振込み、口座振替その他の方法により、第三者からの入金または当行からの入金であって法令または契約に定める義務にもとづくもの(利子の支払に係るものを除きます。)が生じたこと
  - ② この預金について、手形または小切手の提示その他の第三者による債権の支払の請求が生じたこと(当行が当該支払の請求を把握することができる場合に限りです。)
  - ③ この預金に係る休眠預金等代替金の支払を債権の目的とする強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)が行われたこと
  - ④ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと
- (4) 当行は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前項による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。
- ① 当行がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払等業務の委託を受けていること
  - ② この預金について、前項第2号に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払を請求すること
  - ③ 前項にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当行に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

#### 1 2. (通知方法)

この預金について、前記第10条の最終異動日等から9年以上経過した場合、お届けいただいた住所または電子メールアドレス宛てに、ご連絡させていただきます。

#### 1 3. (成年後見人等の届け出)

- (1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、ただちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店にお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。
- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、ただちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって取扱店にお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がされている場合にも前記(1)または(2)と同様に取扱店にお届けください。
- (4) 前記(1)から(3)の届け出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に取扱店にお届けください。
- (5) 前記(1)から(4)の届け出の前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

#### 1 4. (反社会的勢力との取引謝絶)

- (1) この預金口座は、後記(2)各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記(2)各号の一にでも該当する場合には、当行はこの預金口座の開設をお断りするものとします。
- (2) 次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切であると当行が判断する場合には、当行はこの預金取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。

- ① 口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 預金者または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
    - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
  - ③ 預金者または代理人が、自らまたは第三者を利用して、次のいずれか一にでも該当する行為をした場合
    - A. 暴力的な要求行為
    - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
    - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
    - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
    - E. その他 A.から D.に準ずる行為
- (3) 前記(2)によりこの預金が解約され残高がある場合、またはこの預金取引が停止されその解除を求める場合は、通帳(証書)を持参のうえ、取扱店に申し出てください。
- (4) 当行が解約の通知を届出の住所にあてて発信した場合に、その通知が延着しまたは到達しなかったときは、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- #### 15. (取引等の制限)
- (1) 預金者が当行からの各種確認や資料の提出の依頼に正当な理由なく別途定める期日までに回答しない場合には、入金、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。
  - (2) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当行の求めに応じ適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当行所定の方法により届け出るものとします。当該預金者が当行に届け出た在留期間が経過した場合、入金、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限することができるものとします。
  - (3) 前記(1)の各種確認や資料の提出の依頼に対する預金者の対応、具体的な取引の内容、預金者の説明内容、およびその他の事情を考慮して、当行がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触の恐れがあると判断した場合には、入金、払戻し等の預金取引の全部または一部を制限する場合があります。
  - (4) 前記(1)から(3)に定める取引等の制限についても、預金者から合理的な説明がなされたこと等により、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への恐れが解消されたと当行が反断した場合、当該の取引等の制限を解除します。

#### 16. (解約等)

次の（１）から（７）の一にでも該当した場合には、当行はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当行が解約の通知を届出のあった氏名もしくは名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じたときは、その損害額を支払うものとします。

- (1) この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合、または預金口座の名義人の意思によらずに開設されたことが明らかになった場合
- (2) この預金の預金者が前記6.の(1)に違反した場合
- (3) この預金が本邦または外国の法令・規制や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- (4) 預金者が口座開設申込時に申告した利用目的どおりにこの預金口座を利用しなかった場合、または口座開設後一定期間にこの預金口座を利用せず、当行が預金者の届出住所または届出電話番号に連絡しても不能である場合
- (5) 法令で定める本人確認等における確認事項、および前記15.の(1)で定める当行からの通知等による各種確認や提出された資料に偽りがある場合
- (6) この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると当行が認め、マネー・ローンダリング等防止の観点で当行が預金口座解約が必要と判断した場合
- (7) 前記（１）から（６）の疑いがあるにもかかわらず、正当な理由なく当行からの確認に応じない場合

#### 17. (本人確認書類の追加提示)

預金の払戻しにおいて、各定期預金規定に定めのある払戻しの手続きに加え、当該預金の払戻しを受けることについて正当な権限を有することを確認するため、本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当行が必要と認めるときはこの確認ができるまでは払戻しを行いません。

#### 18. (規定の変更等)

- (1) この預金規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、店頭表示その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。
- (2) 前記(1)の変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

〈期日指定定期預金規定〉

#### 19. (預金の支払時期等)

- (1) 期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)は、満期日以後に利息とともに支払います。
- (2) 満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日〔通帳(証書)記載の据置期間満了日〕から通帳(証書)記載の最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、取扱店にその当日までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。
- (3) 満期日の指定がないときは、最長預入期限を満期日とします。
- (4) 指定された満期日から1か月経過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。

## 20. (利息)

(1) この預金の利息は、解約時に預入日から満期日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

① 1年以上2年未満：通帳(証書)記載の「2年未満」の利率

② 2年以上：通帳(証書)記載の「2年以上」の利率（以下「2年以上利率」といいます。）

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までについて解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を後記21.(1)により満期日前に解約する場合および前記14により解約する場合、その利息は、預入日から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。

① 6か月未満：解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満：2年以上利率×40%

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 21. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、払戻請求書に押印がなくても取扱います。この場合、届け出の印鑑を引続き使用します。

(3) この預金の一部について解約するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。

(4) 前記第2項、第3項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

〈自動継続期日指定定期預金規定〉

## 22. (自動継続)

(1) 自動継続期日指定定期預金(以下「この預金」といいます。)は、通帳(証書)記載の最長預入期限に自動的に期日指定定期預金として継続します。継続された預金についても同様とします。

(2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の預入の際、継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

(3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を取扱店に申出てください。

## 23. (預金の支払時期等)

(1) この預金は、次に定める満期日以後に支払います。

① 満期日の指定があったときは、指定された日を満期日とします。

満期日は、この預金の全部または一部について預入日の1年後の応当日〔通帳(証書)記載の据置期間満了日。継続をしたときはその継続日の1年後の応当日〕から最長預入期限までの間の任意の日を指定することができます。満期日を指定するときは、取扱店にその当日までに通知をしてください。この預金の一部について満期日を定めるときは、1万円以上の金額で指定してください。

② 継続停止の申出があり満期日の指定がないとき(次項により満期日の指定はなかったものとしたときを含みます。)は、最長預入期限を満期日とします。継続停止の申出があった後、この預金の一部が

解約されたときの残りの金額について満期日の指定がないときも同様とします。

- (2) 指定された満期日から1か月经過しても解約されなかったときは、満期日の指定はなかったものとします。指定された満期日から1か月以内に最長預入期限が到来したときも同様とします。
- (3) 継続停止の申出のない場合、この預金の一部が解約されたときはその残りの金額について、また、前項により満期日の指定がなかったものとされたときは預金の全部について、引続き自動継続の取扱いをします。

#### 24. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時)に預入日から最長預入期限(解約するときは満期日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率によって1年複利の方法で計算します。
  - ① 1年以上2年未満：通帳(証書)記載の「2年未満」の利率
  - ② 2年以上：通帳(証書)記載の「2年以上」の利率(以下「2年以上利率」といいます。)
- (2) 継続後の預金の利息についても前記(1)と同様の方法で計算します。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。
- (4) 指定された満期日から1か月以内に解約する場合または継続を停止した場合の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は満期日から解約日または書替継続日の前日までの期間について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (5) この預金を後記25.(1)により満期日前に解約する場合および前記14により解約する場合、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの期間について次の預入期間に応じた利率(6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。)によって1年複利の方法により計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 6か月未満：解約日における普通預金の利率
  - ② 6か月以上1年未満：2年以上利率×40%
- (6) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 25. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。
- (3) この預金の一部について解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。
- (4) 前記第2項、第3項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

〈自由金利型定期預金規定〉

#### 26. (預金の支払時期)

自由金利型定期預金(以下「この預金」といいます。)は、通帳(証書)記載の満期日以後に利息とともに支払います。

#### 27. (利息)

(1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳(証書)記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした場合の利息の支払いは次によります。

① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳(証書)記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

A. 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

(2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

(3) この預金を後記 28. (1) により満期日前に解約する場合および前記 14 により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次の A、B および C(B および C の算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、C の算式による利率が0%を下回るときは預入時(書替時)の普通預金利率とします。)

A. 解約日における普通預金の利率

B. 約定利率 - (約定利率 × 30%)

C. 約定利率 - 
$$\frac{(\text{基準利率} \cdot \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳(証書)記載の満期日まで新たに預入とした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次の A および B の算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、B の算式により計算した利率が0%を下回るときは、預入時(書替時)の普通預金利率とします。)のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率 - (約定利率 × 30%)

B. 約定利率 - 
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 28. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。
- ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、払戻請求書に押印がなくても取扱います。
- この場合、届け出の印鑑を引続き使用します。
- (3) 振替入金の指定があるときは、前記(2)の規定にかかわらず、満期日に自動的に解約し、元金利をあらかじめ指定された預金口座へ自動入金します。
- (4) 前記第2項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めるときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

#### 〈自動継続自由金利型定期預金規定〉

#### 29. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金(以下「この預金」といいます。)は、通帳(証書)記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の預入の際、継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

#### 30. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下本項および次項において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳(証書)記載の利率(継続後の預金については29(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。ただし、預入日の2年後の応当日、預入日の3年後の応当日、預入日の4年後の応当日および預入日の5年後の応当日を満期日としたこれらの預金の利息の支払いは、次によります。
- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳(証書)記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として各中間利払日に支払います。
- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息の支払いは次のとおり取扱います。
- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ② 預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。
- また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- ③ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届け出の印章によ

り記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。

- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。

なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率により計算します。

- (4) この預金を後記 31. (1) により満期日前に解約する場合および前記 14 により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数(以下「預入日数」といいます。)および次の利率によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

① 預入日の1か月後の応当日の前日までに解約する場合には、次の A、B および C(B および C の算式により計算した利率の小数点第4位以下は切捨てます。ただし、C の算式により計算した利率が0%を下回るときは預入時(書替時)の普通預金利率とします。)のうち、最も低い利率。

A. 解約日における普通預金の利率

B. 約定利率－(約定利率×30%)

C. 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

なお、基準利率とは、解約日にこの預金の元金を通帳(証書)記載の満期日(継続をしたときはその満期日)まで新たに預入するとした場合、その預入の際に適用される利率を基準として算出した当行所定の利率をいいます。

② 預入日の1か月後の応当日以後に解約する場合には、次の A および B の算式により計算した利率(小数点第4位以下は切捨てます。ただし、B の算式により計算した利率が0%を下回るときは、預入時(書替時)の普通預金利率とします。)のうち、いずれか低い利率。

A. 約定利率－(約定利率×30%)

B. 約定利率－
$$\frac{(\text{基準利率} - \text{約定利率}) \times (\text{約定日数} - \text{預入日数})}{\text{預入日数}}$$

- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

### 3 1. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。
- (3) 振替入金の指定があるときは、前記(2)の規定にかかわらず、満期日に自動的に解約し、元金をあらかじめ指定された預金口座へ自動入金します。
- (4) 前記第2項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めるときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

〈自由金利型定期預金(M型)規定〉

### 3 2. (預金の支払時期)

自由金利型定期預金(M型)(以下「この預金」といいます。)は、通帳(証書)記載の満期日以後に利息と

ともに支払います。

### 33. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳(証書)記載の利率(以下「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳(証書)記載の中間利払利率によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。

なお、預入日の2年後の応当日を満期日としたこの預金(以下「自由金利型2年定期預金(M型)」といいます。)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

A. 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに提出してください。

B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。

C. 定期預金とする場合には、当行所定の基準により中間利払日にその自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にするこの預金(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、中間利息定期預金の利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- ③ 預入日の3年後の応当日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①にかかわらず約定日数および約定利率によって6か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を後記34.(1)により満期日前に解約する場合および前記14により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

① 6か月未満：解約日における普通預金の利率

② 6か月以上1年未満預：預入日における預入日の6か月後の応当日を満期日とした  
この預金の利率×70%

③ 1年以上2年未満：預入日における預入日の1年後の応当日を満期日とした  
この預金の利率×70%

④ 2年以上3年未満：預入日における預入日の2年後の応当日を満期日とした  
この預金の利率×70%

⑤ 3年以上4年未満：預入日における預入日の3年後の応当日を満期日とした

この預金の利率×70%

⑥ 4年以上5年未満：預入日における預入日の4年後の応当日を満期日とした

この預金の利率×70%

ただし、前記⑤、⑥を複利型とした場合については、上記預入期間に応じた利率(6か月未満の場合を除き、小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法により計算します。

なお、預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日とした複利型のこの預金の場合、預入日の1年後の応当日以後であれば、元金の一部を1万円以上の金額で10回まで解約することができます。ただし、この元金の一部とは、この預金の元金金額が300万円を超える場合はこの預金の元金金額のうち300万円を超える金額部分とし、この預金の元金金額が300万円未満の場合はこの預金の元金金額のうち任意に指定した金額部分とします。解約する部分についての利息は前(3)に準じて計算し、一部解約する預金元金とともに支払います。

(4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 34. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、払戻請求書に押印がなくても取扱います。この場合、届け出の印鑑を引続き使用します。
- (3) 振替入金指定があるときは、前記(2)の規定にかかわらず、満期日に自動的に解約し、元利金をあらかじめ指定された預金口座へ自動入金します。
- (4) 前記第2項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めるときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

#### 35. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記33の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として通帳への記載または預金証書の発行を省略し、次により取扱います。
  - ① 中間利息定期預金の内容については、別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届け出印鑑を兼用します。
  - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。
  - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、この通帳(証書)とともに提出してください。

〈自動継続自由金利型定期預金(M型)規定〉

#### 36. (自動継続)

- (1) 自動継続自由金利型定期預金(M型)(以下「この預金」といいます。)は、通帳(証書)記載の満期日に前回と同一の期間の自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。

ただし、この預金の預入の際、継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

### 37. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。以下、本項および次項において同じです。)から満期日の前日までの日数(以下「約定日数」といいます。)および通帳(証書)記載の利率(継続後の預金については36(2)の利率。以下これらを「約定利率」といいます。)によって計算し、満期日に支払います。

ただし、預入日の2年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の利息の支払いは次によります。

- ① 預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来する預入日の1年ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数および通帳(証書)記載の中間利払利率(継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に支払います。

なお、自動継続自由金利型2年定期預金(M型)に限り、中間払利息を定期預金とすることができます。

- ② 中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた利息の残額(以下「満期払利息」といいます。)は、満期日に支払います。
- ③ 預入日の3年後の応当日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前号にかかわらず約定日数および約定利率によって6か月複利の方法により計算して支払います。

- (2) この預金の利息の支払いは、次のとおり取扱います。

- ① 預入日の1か月後の応当日から預入日の2年後の応当日の前日までの日を満期日としたこの預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ② 自動継続自由金利型2年定期預金(M型)の中間払利息および満期払利息は、あらかじめ指定された方法により次のとおり取扱います。

A. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日および満期日に指定口座へ入金します。

B. 中間払利息を定期預金とする場合には、当行所定の基準により中間利払日にその自動継続自由金利型2年定期預金(M型)と満期日を同一にする自由金利型定期預金(M型)(以下「中間利息定期預金」といいます。)とし、その利率は、中間利払日における当行所定の利率を適用します。

満期払利息は満期日に元金に組入れ、中間利息定期預金の元金とともに合計して自動継続自由金利型2年定期預金(M型)に継続します。

- ③ 預入日の2年後の応当日の翌日から預入日の5年後の応当日までの日を満期日としたこの預金の中間払利息は、中間利払日に指定口座へ入金します。また、満期払利息は、あらかじめ指定された方法により満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

- ④ 利息を指定口座へ入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届け出の印章によ

り記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。

(3) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

(4) この預金を後記 38. (1) により満期日前に解約する場合および前記 14 により解約する場合には、その利息(以下「期限前解約利息」といいます。)は、預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(6 か月未満の場合を除き、小数点第 4 位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。ただし、中間払利息が支払われている場合には、その支払額(中間払日が多数ある場合は各中間払利息の合計額)と期限前解約利息との差額を清算します。

① 6 か月未満：解約日における普通預金の利率

② 6 か月以上 1 年未満：預入日における預入日の 6 か月後の応当日を満期日とした  
この預金の利率×70%

③ 1 年以上 2 年未満：預入日における預入日の 1 年後の応当日を満期日とした  
この預金の利率×70%

④ 2 年以上 3 年未満：預入日における預入日の 2 年後の応当日を満期日とした  
この預金の利率×70%

⑤ 3 年以上 4 年未満：預入日における預入日の 3 年後の応当日を満期日とした  
この預金の利率×70%

⑥ 4 年以上 5 年未満：預入日における預入日の 4 年後の応当日を満期日とした  
この預金の利率×70%

ただし、前記⑤、⑥を複利型とした場合については、上記預入期間に応じた利率(6 か月未満の場合を除き、小数点第 4 位以下は切捨てます。)によって 6 か月複利の方法により計算します。

なお、預入日の 3 年後の応当日から預入日の 5 年後の応当日までの日を満期日としたこの預金を複利型とした場合は、預入日の 1 年後の応当日以後であれば、元金の一部を 1 万円以上の金額で 10 回まで解約することができます。ただし、この元金の一部とは、この預金の元金金額が 300 万円を超える場合はこの預金の元金金額のうち 300 万円を超える金額部分とし、この預金の元金金額が 300 万円未満の場合はこの預金の元金金額のうち任意に指定した金額部分とします。

解約する部分についての利息は前記(4)に準じて計算し、一部解約する預金元金とともに支払います。

(5) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

### 38. (預金の解約、書替継続)

(1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。

(2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。

(3) 振替入金指定があるときは、前記(2)の規定にかかわらず、満期日に自動的に解約し、元利金をあらかじめ指定された預金口座へ自動入金します。

(4) 前記第 2 項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めるときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

### 39. (中間利息定期預金)

- (1) 中間利息定期預金の利息については、前記 37 の規定を準用します。
- (2) 中間利息定期預金については、原則として通帳への記載または預金証書の発行を省略し、次により取扱います。
  - ① 中間利息定期預金の内容については、別途に通知します。なお、印鑑はこの預金の届け出印鑑を兼用します。
  - ② 中間利息定期預金をこの預金とともに解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。
  - ③ 中間利息定期預金のみを解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して、この通帳(証書)とともに提出してください。
- (3) 中間利息定期預金の証書を発行した場合または中間利息定期預金を通帳に記載した場合には、この預金の継続にあたり、前記 37(2)②B の規定にかかわらず、中間利息定期預金の元利金は合計しません。

#### 〈変動金利定期預金規定〉

### 40. (預金の支払時期)

変動金利定期預金(以下「この預金」といいます。 )は、通帳(証書)記載の満期日以後に利息とともに支払います。

### 41. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6 か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その変更日における当行所定の定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じた当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

### 42. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。
  - ① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の 6 か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。 )および通帳(証書)記載の利率に 70% を乗じた利率(以下「中間利払利率」といいます。 前記 41 により利率を変更したときは、変更後の利率に 70% を乗じた利率。ただし、小数点第 4 位以下は切捨てます。 )によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。 )を利息の一部として、各中間利払日以後に、あらかじめ指定された方法により次のとおり支払います。
    - A. 現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印して通帳(証書)とともに提出してください。
    - B. 預金口座へ振替える場合には、中間利払日に指定口座へ入金します。
  - ② この預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前記①にかかわらず預入日から満期日の前日までの日数および通帳(証書)記載の利率(前記 41 により利率を変更したときは、変更後の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。 )によって 6 か月複利の方法により計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。

- ③ 中間利払日数および約定利率によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を後記 43. (1) により満期日前に解約する場合および前記 14 により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

- ① 預入日の 6 か月後の応当日の前日までに解約する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- ② 預入日の 6 か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

- A. 6 か月以上 1 年未満：約定利率×40%  
B. 1 年以上 1 年 6 か月未満：約定利率×50%  
C. 1 年 6 か月以上 2 年未満：約定利率×60%  
D. 2 年以上 2 年 6 か月未満：約定利率×70%  
E. 2 年 6 か月以上 3 年未満：約定利率×90%

ただし、この預金を複利型とした場合については、上記預入期間に応じた利率(小数点第 4 位以下は切捨てます。)によって 6 か月複利の方法により計算します。

- (4) この預金の付利単位は 1 円とし、1 年を 365 日として日割で計算します。

#### 4 3. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、払戻請求書に押印がなくても取扱います。この場合、届け出の印鑑を引続き使用します。
- (3) 振替入金の指定があるときは、前記(2)の規定にかかわらず、満期日に自動的に解約し、元利金をあらかじめ指定された預金口座へ自動入金します。
- (4) 前記第 2 項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めるときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

#### 〈自動継続変動金利定期預金規定〉

#### 4 4. (自動継続)

- (1) 自動継続変動金利定期預金(以下「この預金」といいます。)は、通帳(証書)記載の満期日に前回と同一の期間の変動金利定期預金に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の定期預金の店頭表示の利率に、この預金の

預入日から満期日までの期間に応じた継続日における当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の継続後の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別の定めをしたときは、その定めによるものとします。

- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

#### 45. (利率の変更)

この預金の利率は、預入日(継続をしたときはその継続日。本項および後記 46(1)において同じです。)から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日に変更し、変更後の利率は、その変更日における当行所定の定期預金の店頭表示の利率に、この預金の預入日から満期日までの期間に応じ当行所定の利率を加える方式により算定するものとします。

ただし、この預金の利率について、上記の算定方式により算出される利率を基準として別に定めをしたときは、その定めによるものとします。

#### 46. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数について計算し、次のとおり支払います。

① 預入日から満期日の前日までの間に到来する預入日の6か月ごとの応当日を「中間利払日」とし、預入日または前回の中間利払日からその中間利払日の前日までの日数(以下「中間利払日数」といいます。)および通帳(証書)記載の利率に70%を乗じた利率(以下「中間利払利率」といいます。前記45により利率を変更したときは、変更後の利率に70%を乗じた利率。継続後の預金の中間利払利率は、継続後の預金の利率に70%を乗じた利率。ただし、小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した中間利払額(以下「中間払利息」といいます。)を利息の一部として、各中間利払日に指定口座へ入金します。

② この預金を複利型とした場合のこの預金の利息は、前号にかかわらず預入日から満期日の前日までの日数および通帳(証書)記載の利率(前記45により利率を変更したときは、変更後の利率。継続後の預金については前記44(2)の利率。以下これらをそれぞれ「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

③ 中間利払日数および約定利率によって計算した金額ならびに最後の中間利払日から満期日の前日までの日数および約定利率によって計算した金額の合計額から中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)を差引いた残額を、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。

④ 利息を指定口座に入金できず現金で受取る場合には、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。

- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息(中間払利息を除きます。)は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。

- (3) この預金を後記47.(1)により満期日前に解約する場合および前記14により解約する場合には、その利息は次のとおり支払います。

① 預入日(継続をしたときは最後の継続日。以下同じです。)の6か月後の応当日の前日までに解約

する場合には、預入日から解約日の前日までの日数および解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。

- ② 預入日の6か月後の応当日以後に解約する場合には、解約日までに経過した各中間利払日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額ならびに解約日までに経過した最後の中間利払日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算した金額の合計額(以下「期限前解約利息」といいます。)を、この預金とともに支払います。

この場合、期限前解約利息とすでに支払われている中間払利息(中間利払日が複数ある場合は各中間払利息の合計額)との差額を清算します。

- A. 6か月以上1年未満：約定利率×40%
- B. 1年以上1年6か月未満：約定利率×50%
- C. 1年6か月以上2年未満：約定利率×60%
- D. 2年以上2年6か月未満：約定利率×70%
- E. 2年6か月以上3年未満：約定利率×90%

ただしこの預金を複利型とした場合については、上記預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって6か月複利の方法により計算します。

- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 47. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。
- (3) 振替入金の指定があるときは、前記(2)の規定にかかわらず、満期日に自動的に解約し、元利金をあらかじめ指定された預金口座へ自動入金します。
- (4) 前記第2項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めるときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

#### 〈定額複利型定期預金規定〉

#### 48. (預金の支払時期等)

- (1) 定額複利型定期預金(以下「この預金」といいます。)は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日(通帳(証書)記載の据置期間満了日)以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前記(1)による預金(一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。)の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日(通帳(証書)記載の据置期間満了日)から通帳(証書)記載の最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。ただし、この預金の元金金額が300万円を超える場合には、300万円を超える金額部分についてのみ一部支払いを請求することができるものとします。

#### 49. (利息)

- (1) この預金の利息は、解約時に預入日から解約日(最長預入期限以後に支払う場合には最長預入期限)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(以下「約定利率」といいます。)によって6か月複利の方法で計算し、この預金とともに支払います。

ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について、一部支払い時に預入日から一部支払い日の前日までの日数および約定利率によって6か月複利の方法で計算し、一部支払いをする元金とともに支払います。

- ① 6か月以上1年未満
  - ② 1年以上2年未満
  - ③ 2年以上3年未満
  - ④ 3年以上4年未満
  - ⑤ 4年以上5年未満
  - ⑥ 5年
- (2) この預金の最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を後記50.(1)により預入日の6か月後の応当日(通帳(証書)記載の据置期間満了日)前に解約する場合および前記14により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 50. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、払戻請求書に押印がなくても取扱います。この場合、届け出の印鑑を引続き使用します。
- (3) この預金を一部支払いするときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。
- (4) 振替入金の指定があるときは、前記48、50(2)の規定にかかわらず、最長預入期限に自動的に解約し、元金をあらかじめ指定された預金口座へ自動入金します。
- (5) 前記第2項、第3項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めたときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

#### 〈自動継続定額複利型定期預金規定〉

#### 51. (自動継続)

- (1) 自動継続定額複利型定期預金(以下「この預金」といいます。)は、通帳(証書)記載の最長預入期限に自動的に定額複利型定期預金として継続します。ただし、継続後の定額複利型定期預金の元金額が当行所定の金額以上となる場合はこの取扱いはいたしません。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当行所定の利率とします。ただし、この預金の預入の際、継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、最長預入期限(継続したときはその最長預入期限。以下同様とします。)までにその旨を申出てください。

## 5 2. (預金の支払い時期等)

- (1) この預金は、預金の全部または一部について預入日の6か月後の応当日(通帳(証書)記載の据置期間満了日。継続したときはその継続日の6か月後の応当日。以下同様とします。)以後の任意の日に利息とともに支払います。
- (2) 前記(1)による預金(一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金。以下同様とします。)の一部支払いは、預入日の6か月後の応当日から最長預入期限までの間に、1万円以上の金額で請求してください。ただし、この預金の元金金額が300万円を超える場合には、300万円を超える金額部分についてのみ一部支払いを請求することができるものとします。なお、この預金の一部支払いをしたときはその支払い後の預金残金について、引続き自動継続の取扱をします。

## 5 3. (利息)

- (1) この預金の利息は、継続日(解約するときは解約時、一部支払いをするときは一部支払い時)に預入日から最長預入期限(解約するときは解約日、ただし、最長預入期限以後に解約するときは最長預入期限。一部支払いをするときは一部支払い日)の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(継続後の預金については前記51(2)の利率)によって6か月複利の方法で計算します。ただし、一部支払いをするときのこの預金の利息は、一部支払いをする元金部分について計算します。
  - ① 6か月以上1年未満
  - ② 1年以上2年未満
  - ③ 2年以上3年未満
  - ④ 3年以上4年未満
  - ⑤ 4年以上5年未満
  - ⑥ 5年
- (2) 継続後の預金についても前記(1)同様の方法によります。
- (3) 継続をする場合の利息は、あらかじめ指定された方法によって、継続日に指定口座へ入金または元金に組入れます。
- (4) 解約または一部支払いをするときのこの預金の利息は、解約または一部支払いをする元金とともに支払います。
- (5) 継続を停止し、最長預入期限経過後にこの預金を解約する場合の利息は、この預金とともに支払います。なお、最長預入期限以後の利息は、最長預入期限から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (6) この預金を後記54.(1)により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合および前記14により預入日の6か月後の応当日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (7) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

## 5 4. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。
- (3) この預金を一部支払いするときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの

通帳(証書)とともに提出してください。

- (4) 振替入金の指定があるときは、前記 52、54(2)の規定にかかわらず、最長預入期限に自動的に解約し、元利金をあらかじめ指定された預金口座へ自動入金します。
- (5) 前記第2項、第3項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めるときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

#### 55. (総合口座)

- (1) この預金は、総合口座として利用することができます。
- (2) この預金を総合口座担保として、当座貸越が発生した場合の貸越利息は、最長預入期限時に適用する預入期間別利率に0.50%を加えた利率とします。  
ただし、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当行が定めた日からとします。
- (3) 前記(2)以外の取扱いについては、「総合口座取引規定」によるものとします。

〈山梨中銀年金定期《輝き》規定〉

#### 56. (預金の支払時期)

山梨中銀年金定期《輝き》(以下「この預金」といいます。)は、通帳(証書)記載の満期日以後に利息とともに支払います。

#### 57. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳(証書)記載の利率によって計算し、満期日以後にこの預金とともに支払います。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) この預金を後記 58. (1) により満期日前に解約する場合および前記 14 により解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 6か月未満…解約日における普通預金の利率
  - ② 6か月以上1年未満…約定利率×50%
- (4) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 58. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。ただし、元金に利息を加えて書替継続するときは、払戻請求書に押印がなくても取扱います。この場合、届け出の印鑑を引続き使用します。
- (3) 前記第2項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めるときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

〈自動継続山梨中銀年金定期《輝き》規定〉

#### 59. (自動継続)

- (1) 自動継続山梨中銀年金定期《輝き》(以下「この預金」といいます。)は、通帳(証書)記載の満期日に預入期間1年ものの自由金利型定期預金(M型)に自動的に継続します。継続された預金についても同様とします。
- (2) 当初、当行所定の金利を付加したこの預金の継続後の利率は、継続日における自由金利型定期預金(M型)1年ものの当行所定の利率とし、当初付加した金利はおつけいたしません。ただし、この預金の継続後の利率について別の定めをしたときは、その定めによるものとします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日。)までにその旨を申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

#### 60. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日(継続をしたときはその継続日。)から満期日の前日までの日数および通帳(証書)記載の利率(継続後の預金については前記59.(2)の利率)によって計算し、満期日に支払います。
- (2) この預金の利息は、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座へ入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。
- (3) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数および解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- (4) この預金を後記61.(1)により満期日前に解約する場合および前記14により解約する場合には、その利息は、預入日(継続をしたときは最後の継続日)から解約日の前日までの日数および次の預入期間に応じた利率(小数点第4位以下は切捨てます。)によって計算し、この預金とともに支払います。
  - ① 6か月未満……解約日における普通預金の利率
  - ② 6か月以上1年未満……約定利率×50%
- (5) この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

#### 61. (預金の解約、書替継続)

- (1) この預金は、当行がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前の解約はできません。
- (2) この預金を解約または書替継続するときは、当行所定の払戻請求書に届け出の印章により記名押印してこの通帳(証書)とともに提出してください。
- (3) 前記第2項に定める記名押印は、個人である預金者本人による手続の場合に限り、当行が認めるときは、本人の署名によってこれに替えることができます。

以上